

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

診療用粒子線照射装置備付届

次のとおり診療用粒子線照射装置を備え付けるので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第25条の2の規定により届け出ます。

1 診療用粒子線照射装置に関する事項		
製 作 者 名		
型 式		
2 診療用粒子線照射装置の定格出力		
3 診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項		
氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
4 予定使用開始時期	年 月 日	
5 診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 (□については、該当する項目を■で表示すること。)		
照射管の容器の利用線錐以外の放射線量（当該照射管からの漏えい線量）が、利用線錐の放射線量の1,000分の1以下になるようなしゃへい	□有・□無	
照射終了直後の不要放射線からの被ばくを低減するための防護措置	□有・□無	
放射線照射時の自動表示装置	□有・□無	
診療用粒子線照射装置使用室の出入口の開放	□ 無	
	□ 有	放射線の照射を遮断するインターロック
		□有・□無

6 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 (□については、該当する項目を■で表示すること。)					
1週間当たりの実効線量が1ミリシーベルト以下になるようなしゃへい		天井の外側	□有・□無	周囲の外側	□有・□無
		床の外側	□有・□無	窓の外側	□有・□無
診療用粒子線照射装置使用室の防護物の概要	しゃへい物 しゃへいを設ける場所		構造, 材料, 厚さ		
	天	井			
	床				
	周囲の 画壁等	(東)			
		(西)			
		(南)			
		(北)			
	監視用窓				
出入口の扉					
その他の開口部					
出入口		通常出入口	箇所・非常口	箇所	
				放射線照射を自動的に表示する装置	□有・□無
診療用粒子線照射装置使用室である旨の標識					□有・□無
診療用粒子線照射装置使用室内でのエックス線装置の使用	□無				
	□有	□ 移動型透視用エックス線装置・□ 左以外			
		エックス線装置の用途	□ 診療用粒子線照射装置により放射線を体外照射する部位の決定 □ 上記確認以外		
7 診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要 (□については、該当する項目を■で表示すること。)					
診療用粒子線照射装置の使用の場所等の制限					
□ 診療用粒子線照射装置使用室					
□ その他					
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者に対するもの		□有・□無	
		従事者に対するもの		□有・□無	
管理区域	管理区域を設ける場所			別添図面のとおり	
	境界における外部放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置			□有・□無	
	管理区域である旨の標識			□有・□無	
	立入制限措置			□有・□無	
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置				□有・□無	
放射線診療従事者等の被ばく防止	放射線測定器	フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・アラームメータ・その他()			
	次のいずれかの措置	しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることによる放射線のしゃへい			□有・□無
		遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法による、診療用粒子線照射装置と人体との間に適当な距離を設ける措置			□有・□無

	人体が放射線に被ばくする時間を短くすること	□有・□無
入院患者の被ばくする放射線（診療によるものを除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置		□有・□無

- (注)1 診療用粒子線照射装置1台につき当該様式1部を提出すること。
- 2 □欄には該当するものを■で表示すること。
- 3 隣接室名，上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用粒子線照射装置使用室等の平面図及び側面図を添付すること。
- 4 診療用粒子線照射装置使用室等の平面図は，照射方向，照射管から天井，床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
- 5 管理区域を設けた場合は，その区域，標識及び放射線照射時の自動表示装置の位置を平面図中に記入すること。
- 6 診療用粒子線照射装置を使用する医師，歯科医師又は診療放射線技師の放射線診療に関する経歴欄には，次の事項を記載すること。
- (1) 医師，歯科医師又は診療放射線技師の卒業学校，卒業年度
- (2) 免許証番号，免許証取得年月日
- (3) 入職年月日（放射線関係科配属年月日）
- 7 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書を添付すること。
- 8 診療用粒子線照射装置に粒子線を供する目的のものである場合は，放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第3条第2項の申請書の写しを添付すること。